

## 大田区国際交流事業にかかる旅行委託業者応募要領

### 1 事業件名

姉妹都市セーラム市との交流事業に伴う旅行業務委託

### 2 実施目的

大田区姉妹都市及び友好都市との親善交流を通じて、区民の国際的視野を広げ相互理解と友好を深める。

### 3 事業内容

学生間及び区民・市民間の親善友好及び文化交流を図り、相互理解を深めるとともに国際的視野を広げることを目的として、姉妹都市アメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市からの学生訪問団の受入（以下、「受入」という。）及びセーラム市、ピーボディー・エセックス博物館親善訪問団（以下、「派遣」という。）を派遣する。

### 4 実施期間（予定）

#### （1）受入

令和8年8月6日（木）から令和8年8月16日（日）

#### （2）派遣

令和8年11月11日（水）から令和8年11月17日（火）

※参加者募集は、8月上旬より開始予定。

※選定された旅行業者は、団員向け事前説明会（3回程度開催予定）等について協力及び出席を必須とする。

### 5 参加人数（予定）

#### （1）受入

20名程度（中高生12名、大人4名、区職員4名程度）

※なお、中高生は男子6名・女子6名、大人は男性2名、女性2名の予定。

#### （2）派遣

20名程度

### 6 旅行行程

#### （1）受入

「旅行行程【受入】」のとおり。

#### （2）派遣

「旅行行程【派遣】」のとおり。

※フライトについて、2種類の旅行行程（直行便及び乗継便利用の場合）を用意すること。

## 7 本業務において履行すべき事項

- (1) 旅行期間の全行程において、参加者の安全に最大限配慮すること。
- (2) 旅行行程等の事前打ち合わせについては、区の求めに応じ誠意をもって協議すること。
- (3) 旅行終了後は速やかに旅行費用の明細を提出し、区の審査を受けること。
- (4) 別途定める旅行業務委託仕様書の内容を遵守すること。
- (5) 予期しない事態が生じた場合は、その都度理由を明らかにし区と協議すること。

## 8 選定審査スケジュール（※1）

日 程	内 容
令和8年4月27日（月）から 令和8年5月20日（水）まで	大田区文化芸術推進課にて応募に関する説明の受付 ※2
令和8年5月22日（金）	書類提出締切り ※3
令和8年5月29日（金） 午後（予定）	プレゼンテーション審査 ※4
令和8年6月上旬	選考結果の通知 ※5

※1 スケジュールは変更となる場合がある。

※2 応募に関する説明については、次の「10 提出書類」（3）ア及び「12 提出方法」（2）を確認すること。

※3 持込みの場合は、午後5時までとする。

※4 応募者は、大田区国際交流事業に係る旅行委託業者推薦委員会に必ず参加し、企画のプレゼンテーションを行うこと。

※5 審査結果については、厳正な審査のうえ、全ての応募者に書面にて通知する。  
なお、プラン内容については、社会情勢または本事業執行上の事情等により変更する場合がある。

## 9 応募資格要件

- (1) 応募者が旅行業法に基づく登録を受けており、その登録業務範囲が、旅行業法施行規則第一条の二に定められている第一種旅行業務又は第二種旅行業務のいずれかに該当すること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- (4) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 法人格を持っている団体であり、法人税、消費税、地方消費税、及び法人事業税等を滞納していないこと。

- (7) プライバシーマーク付与事業者、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価の認証取得事業者、又はこれらと同程度の資格を有する事業者であること。
- (8) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

## 10 提出書類

### (1) 提出書類一覧

	内 容	様式
1	会社概要 (会社案内等のパンフレットを添付)	別紙 1
2	旅行費用見積書【受入】	別紙 2-1
3	旅行費用見積書【派遣 (直行便利用 20 名)】	別紙 2-2
4	旅行費用見積書【派遣 (直行便利用 30 名)】	別紙 2-3
5	旅行費用見積書【派遣 (乗継便利用 20 名)】	別紙 2-4
6	旅行費用見積書【派遣 (乗継便利用 30 名)】	別紙 2-5
7	旅行行程表【受入】	別紙 3-1
8	旅行行程表【派遣 (直行便利用)】	別紙 3-2
9	旅行行程表【派遣 (乗継便利用)】	別紙 3-3
10	安全対策についての資料	任意様式

### (2) 提出にあたって

ア 提出部数 12 部 (正本 1 部、副本 1 部、選定用ファイル 10 部)

#### イ 調製方法

- (ア) 正本は任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。  
 正本に添付する書類は、上記「(1) 提案書類一覧」にある、1～10 の原本とすること。
- (イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。  
 副本に添付する書類は、正本の写しとすること。
- (ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。  
 なお、添付する書類は、正本の写しとすること。ただし、代表者名やロゴ等を含め事業者名が特定されないようにすること。
- (エ) 別紙 1 「会社概要」の会社が特定できる情報 (企業・団体名称、代表者役職氏名、所在地、ホームページ及び担当者氏名等欄、写真・ロゴマーク等) については、選定用ファイルのみ空欄またはマスキングすること。
- (オ) 用紙サイズは A 4 判とすること。
- (カ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。
- (キ) 提出書類一式を上記 (1) 表の一覧の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにす

ること。なお、ページを横長とする場合は、フラットファイル等に綴る際に用紙の上を左にすること。

(3) 記入にあたって

ア 記入にあたっては、事前に大田区文化芸術推進課文化芸術推進担当の説明を受けること。来庁日時については、次の「12 提出方法」(2)を確認のうえ、「13 提出先」の担当へ電話もしくはメールで問合せをすること。

イ 記入方法については、「提出書類の記載方法及び記入例」を参照のこと。

ウ 上記「(1) 提案書類一覧」にある10の「安全対策についての資料」は様式を問わない。行程、交通手段等について、安全性が配慮されていることが分かる資料とすること。また、訪問団の安全かつ確実な受入及び派遣のため、緊急時の対応、不測の事態等によるキャンセル時の対応、キャンセルポリシー、その他安全にかかる対策等を明確にすること。緊急時対応マニュアルを定めている場合は添付すること。

(4) 提出書類の書式

ア 提出書類の書式は、選定委員会資料となるため、フォントや文字サイズなどの設定は変更せず使用すること(改行は可)。

イ 提出書類は、大田区ホームページからダウンロードをして作成すること。

12 提出方法

(1) 持込み又は郵送にて、必要部数を次の「13 提出先」まで提出すること。併せてデータを電子メールで次の「13 提出先」に記載のメールアドレスまで送信すること。

(2) いずれの提出方法についても、大田区文化芸術推進課にて応募に関する説明を受けていない状態での応募書類の提出は認めない。説明受付については、以下のとおり。

ア 説明受付期間：4月27日(月)～5月20日(水)

イ 来庁前に「13 提出先」の担当まで連絡のうえ、予約を取ること。

13 提出先

大田区文化芸術推進課 文化芸術推進担当  
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 6階22番窓口  
電話 03-5744-1226 担当 山口・竹田  
メール bunka@city.ota.tokyo.jp

14 欠格事由

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

(1) 事業者になろうとする法人及びその役員が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又は構成員である場合。

(2) 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められた

場合。

- (3) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) その他不正行為があった場合。
- (6) 旅行業法第十九条及び第二十条により、第一種旅行業務又は第二種旅行業務いずれかの登録が取り消し又は抹消された場合。